

新型コロナウイルス感染症における市内小中学校の対応について

■臨時休業

(1) 対象

市内小中学校

(2) 期間

令和2年2月27日(木)から3月24日(火)修了式の日まで

(延長前)令和2年2月27日から3月4日まで(7日間)

経過

2/24 北海道知事、教育長のメッセージ → 体温計測

2/26 北海道知事からの北海道教育委員会教育長に臨時休業の要請

2/27 新型コロナウイルス感染症対策本部において、小中高及び特別支援学校における
全国一斉の臨時休業を要請 → 翌28日に文部科学省より通知あり

2/28 北海道知事が緊急事態宣言(～3月19日)

■各家庭における臨時休業期間中の対応

各家庭に対し、毎日お子さんの健康をチェックし、万が一「風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている場合は、「帰国者・接触者相談センター」に相談するとともに、不要不急の外出は控えるよう指導願う。

■家庭学習の資料等

石狩市ホームページ → ・文部科学省提供の学習支援コンテンツのポータルサイト
・過去のチャレンジテスト

■卒業式の実施方法

(1) 在校生の式典の参加を取りやめる。

(2) 卒業生の保護者の式典の参加を取りやめる。ただし、児童生徒の障がいの状態などにより、付き添い等を要する場合は、付添う者の出席は可能とする。なお、小規模校において、参加しても会場に十分なスペースを確保できる場合は、感染症予防に留意した上で実施する。

(3) 祝辞の割愛など式典の内容を精選するとともに、式辞や送辞等を文書で配布するほか、卒業証書授与の方法を個別から代表児童生徒に授与するなど、卒業式全体の時間を短縮する。

■修学旅行の実施

令和2年4月中に実施予定の修学旅行は、実施時期を延期するとともに、必要に応じて旅行先の変更を検討する。

※感染の状況によっては対応の変更あり。

■分散登校の実施

本市では、3月10日以降の実施を予定。日時は各学校から保護者へ連絡する。

(1) 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う休業期間の長期化に伴い、子どもの生活・学習習慣に対する不安の解消を図るとともに、児童生徒の心身の健康状態や学習状況の把握など、感染防止の徹底を図りながら、学校規模に応じ、学年や学級または地区を単位とする分散型の登校日を設ける。

(2) 内容

- ・児童生徒の生活リズムやストレスの有無、健康状態の把握。
- ・学習指導

(3) 登校日の扱い

課外指導として実施し、出席日数として扱わない。

(4) 時間

60分程度の短時間で実施する。

(5) 注意事項

- ・風邪症状のある児童生徒は、登校をしないこと。
- ・喘息等の基礎疾患のある児童生徒は、無理に登校しないこと。

【参考】

子どもの緊急居場所確保対策

対象

- ①放課後児童クラブを利用している児童(小1～6)
- ②放課後児童クラブを利用していない児童(小1～3) → **募集**

期間

3月9日(月)～3月24日(火)

放課後児童クラブの開設とあわせて学校施設を利用した一時預かりを行う。(感染リスクの軽減)

8:15～14:00 学校

14:00～18:30(延長19:00) 放課後児童クラブ